第一号書式、第一号の二書式、第二号の二書式、第二号の三書式、第三号書式、第三号の五書式、第五号書式、第六号書式から第九号書式まで	証拠書類　何冊何枚	証拠書類録　何枚	紙　何冊何枚	電磁的記	
第一号の二書式の歳入徴収の表参考7、第二号の二書式の国税収納金整理資金徴収の表参考5	内書き	内数として入力又は記録			
第三号書式の支出の表参考3	別葉とし、最終葉に	区分し、			
第三号の五書式の支出の表参考3	に合計を付し、最終葉に	の合計並びに			

第十六条第一項中「準じて、当該証拠書類を、日別に編集しなければならない」を「かかわらず、同項の規定により記載すべきこととされている事項については、電磁的記録に記録することを要しない」に改め、同条第二項中「証拠書類の表紙」を「書面により提出する証拠書類の表紙」に改め、「するとともに、総紙数及び電磁的記録により提出する証拠書類の金額を含む総金額を記載」を削り、同条を第十八条とし、同条の前に次の一条を加える。

（支出済みの通知に関する書類の編集の特例）

第十七条　計算証明規則第二十一条第一項に規定する支出済みの通知に関する書類を電子情報処理組織を使用して提出するときは、仕切紙及び表紙を付すことに代えて、各区分ごとの項名及び金額並びに総金額を入力しなければならない。

第十五条第一項中「証拠書類等（」に、「又はその添付書類の一部を電子情報処理組織を使用して、又は」を「の全部又は一部を」に、「準じて、歳入及び歳出の証拠書類及びその添付書類」を「かかわらず、当該証拠書類等については、歳入及び歳出」に改め、「編集し」の下に「、各区分ごとの科目等及び金額並びに総金額を当該電磁的記録に記録し」を加え、同条第二項を次のように改める。

2　証拠書類等の一部を電磁的記録により提出するときは、書面により提出する証拠書類等の各区分ごとの仕切紙には、電磁的記録により提出する旨及びその金額を付記しなければならない（当該区分に編集する証拠書類等の全部を書面により提出する場合を除く。）。

第十五条に次の一項を加え、同条を第十六条とする。

3　証拠書類等の一部を電磁的記録により提出する場合において、一の区分に編集する証拠書類等の全部を電磁的記録により提出するものがあるときは、書面により提出する証拠書類等に当該区分についても仕切紙を付し、当該仕切紙には、計算証明規則第九条の規定により仕切紙に記載し、又は付記すべきこととされている事項（紙数を除く。）及び電磁的記録により提出する旨を記載しなければならない。

第十四条の次に次の一条を加える。

（提出済みの証拠書類等のある場合の処理の特例）

第十五条　証拠書類又はその添付書類（以下これらを「証拠書類等」という。）を電磁的記録により提出する場合において、当該証拠書類等であって、計算証明のため既に提出したものがあるとき又は他の区分に編集して提出するものがあるときは、計算証明規則第七条の規定にかかわらず、既に提出し、又は他の区分に編集して提出する証拠書類等を電磁的方式により複写した情報を証拠書類等として提出することができる。

様式参考3中「すべて」を「全て」に改め、同参考に次のただし書を加える。

ただし、本票に記載することに代えて、収容ファイル名の一覧を電磁的記録に記録し、その旨を同欄に記載することができる。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、平成二十六年三月分以降の計算証明について適用する。

人事院は、国家公務員災害補償法に基づき、人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十六年三月三十一日

人事院総裁　原　恒雄

人事院規則一六―〇―六〇

人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十四条」を「第四十五条」に改める。

第四十四条の次に次の一条を加える。

（平成二十六年四月以降の分として支給される補償等に係る平均給与額の特例）

第四十五条　平成二十六年四月以降の分として支給される補償及び補償法第二十二条第一項に規定する福祉事業（以下この条において「福祉事業」という。）に係る平均給与額であつて、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成二十四年法律第二号。以下この条において「給与改定特例法」という。）第三章の規定により減ぜられた給与を基に計算し、又は給与改定特例法第十条の規定により計算するものについては、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

一　補償法第四条第一項から第三項までの規定により平均給与額を計算する場合　給与改定特例法第三章の規定の適用がないものとした場合の給与を同条第一項の支払われた給与とみなして同項から同条第三項までの規定を適用して計算した額

二　第十二条の規定により平均給与額を計算する場合　給与改定特例法第三章の規定の適用がないものとした場合の給与を現実に支給された給与とみなして同条の規定を適用して計算した額

三　第十三条から第十七条まで（第十四条を除く。）の規定により平均給与額を計算する場合　給与改定特例法第十条の規定にかかわらず、給与改定特例法第三章の規定の適用がないものとして第十三条から第十七条まで（第十四条を除く。）の規定を適用して計算した額

2　前項の規定は、検察官に対する補償及び福祉事業に係る平均給与額について準用する。この場合において、同項中「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成二十四年法律第二号。以下この条において「給与改定特例法」という。）第三章」とあるのは「検察官の俸給等に関する法律第十条第一項の規定によりその例によることとされる国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成二十四年法律第二号。以下「給与改定特例法」という。）第九条第二項」と、「又は給与改定特例法第十条」とあるのは「又は検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第五号）附則第二条」と、「給与改定特例法第三章」とあるのは「検察官の俸給等に関する法律第十条第一項及び同法第一条第一項の規定によりその例によることとされる給与改定特例法第九条第二項」と、「同条第一項」とあるのは「補償法第四条第一項」と、「同条の」とあるのは「第十二条の」と、「給与改定特例法第十条の規定にかかわらず」とあるのは「検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律附則第二条の規定にかかわらず」と読み替えるものとする。

附　則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

人事院は、国家公務員災害補償法に基づき、人事院規則一六―二（在外公館に勤務する職員、船員である職員等に係る災害補償の特例）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十六年三月三十一日

人事院総裁　原　恒雄